

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和5年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の給与の減額措置を引き続 き行うものです。	令和5年 3月議会 議案 第24号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市個人情報の保護に関 する法律施行条例	個人情報の保護に関する法律の改 正に伴い、開示決定等の期限その 他必要な事項を定めるものです。	令和5年 3月議会 議案 第25号	パブリック コメント	R4.8.15 ～ R4.9.13	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	文書法制課 089-948- 6865
				パブリック コメント 以外の手続	R4.10.5	松山市文書法制審議会に意見を聴きました。	
3	松山市合併振興基金条例の 一部を改正する条例	合併振興基金の処分に係る規定を 定めるものです。	令和5年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関するものであり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	企画戦略課 089-948- 6855
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例	博物館法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 博物館法の改正に伴い所要の規定の整備を 図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	子規記念 博物館 089-931- 5566
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	健康保険法施行令の改正に伴い出産育児一時金の額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるものです。	令和5年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 (1) 出産育児一時金の額の引上げに関するも のであり、実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ に関するものであり、金銭の徴収に関するも のであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書 に該当)	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市軽費老人ホーム条例を廃止する条例	軽費老人ホーム恵原荘を廃止する ものです。	令和5年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	高齢福祉課 089-948- 6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市避難行動要支援者名簿に関する条例	避難行動要支援者の名簿情報を引き続き関係者に提供することにより、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等を行うものです。	令和5年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	R4.12.15 ～ R5.1.19	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	障がい福祉課 089-948- 6407
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市安居島水道条例の一部を改正する条例	松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るものです。	令和5年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道料金を改定するものです。	令和5年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	上下水道 サービス課 089-948- 6487
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市手数料条例の一部を改正する条例	誘導仕様基準に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等及び建築基準法の改正に伴う建築物の容積率の特例認定申請手数料等を徴収するものです。	令和5年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置を1年延長するものです。	令和5年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関するものであり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	地域経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

12	松山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例	他の競輪場で競輪を開催できる規定を定めるものです。	令和5年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 競輪の開催場所に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	競輪事務所 089-965- 4322
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。